

銚子市地域防災計画

第1編

総 則

銚子市防災会議

第1編 総則 目次

第1節	計画の目的及び構成等	1
第1	計画の目的	1
第2	計画の構成	1
第3	基本理念及び基本的視点	2
第4	計画の修正	3
第5	他計画との関係	3
第6	計画の周知	3
第2節	防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱	4
第1	銚子市	4
第2	千葉県	4
第3	指定地方行政機関	5
第4	自衛隊	7
第5	指定公共機関	7
第6	指定地方公共機関	9
第7	公共的団体その他防災上重要な施設の管理者	9
第8	住民及び事業所	11
第3節	本市の概況	12
第1	地 勢	12
第2	社会環境	12
第3	銚子市の災害履歴	15
第4節	被害想定	21
第1	地震・津波被害想定	21
第2	風水害の想定	28
第5節	基本方針・目標	29
第1	対策の基本方針	29
第2	減災目標	30

第1節 計画の目的及び構成等

第1 計画の目的

本計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定により、本市における災害対応のための基本的かつ総合的計画として銚子市防災会議が作成する計画である。

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震は、マグニチュード9.0という過去最大の地震であり、未曾有の災害をもたらした。本市でも、津波や液状化などにより大きな被害を受けたところである。

また、令和元年9月の令和元年房総半島台風（台風15号）は、千葉県内において記録的な暴風をもたらし、大規模停電とそれに伴う広範囲に渡る断水が発生した。さらに、令和元年10月の令和元年東日本台風（台風19号）と同年10月25日の大雨では、竜巻と推定される突風、河川の越水、土砂崩れなどにより大きな被害が発生した。

このような大規模災害の教訓等を礎とするとともに、近年の防災をめぐる社会構造の変化等を踏まえ、本市と、千葉県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体並びに市民が総力を結集し、平時からの災害に対する備えと、災害時に処理すべき事務又は業務の大綱を定めることにより、市民の生命、身体及び財産を災害から守ることを目的としている。

第2 計画の構成

銚子市及び防災関係機関等は、この計画に定める諸活動を行うにあたって、具体的な行動計画等を定め、その推進に努めるものとする。

1 計画の構成

総則に計画全体の基本事項を定めるほか、対象とする災害の種類別に編を構成してそれぞれの対策計画を定める。

(1) 第1編 総則

本計画の全般的な目的、方針、防災関係機関とその業務、市民等の役割、地域の特性等を定める。

(2) 第2編 地震・津波編

地震による揺れ、液状化、火災及び津波への対策を定める。

（地震・津波編附編 南海トラフ地震防災対策推進計画）

（地震・津波編附編 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画）

(3) 第3編 風水害等編

大雨、高潮、洪水、強風等による土砂崩れ、浸水等への対策を定める。

(4) 第4編 大規模事故等編

大規模火災、林野火災、危険物等の爆発・漏洩等の事故、航空機の墜落事故、鉄道の脱線等の事故、道路における多重衝突事故、海難事故、油等の海上流出事故及び放射性物質事故への対策を定める。

2 各編の構成

地震・津波編、風水害等編、大規模事故等編の各編は、対策の段階に応じた以下の構成を基本とする。

(1) 災害予防計画

災害の発生を未然に防止し、又は災害が発生した場合にその被害を最小限に止め得るために必要な事前措置について定め、市は災害に強いまちづくりを目指しその実現に努めるものとする。

(2) 災害応急対策計画

災害が発生し又は発生するおそれがある場合に災害の発生を防ぎ、又は応急的救助を行う等災害の拡大を防止するための措置について定める。

(3) 災害復旧計画

市民生活や経済の安定のための緊急措置、公共施設の災害復旧等について定める。

また、著しい被害を受けた地域の復興を総合的に推進するための措置について定める。

第3 基本理念及び基本的視点

1 基本理念

災害対策基本法第2条の2により、次の事項を災害対策の基本理念とする。

- (1) 地域の自然的特性に鑑み、人口、産業その他の社会経済情勢の変化を踏まえ、災害の発生を常に想定するとともに、災害が発生した場合における被害の最小化及びその迅速な回復を図る。
- (2) 国、地方公共団体及びその他の公共機関の適切な役割分担及び相互の連携協力を確保するとともに、住民一人ひとりが自ら行う防災活動及び自主防災組織その他の地域における多様な主体が自発的に行う防災活動を促進する。
- (3) 災害に備えるための措置を適切に組み合わせて一体的に講ずること並びに科学的知見及び過去の災害から得られた教訓を踏まえて絶えず改善を図る。
- (4) 災害の発生直後その他必要な情報を収集することが困難なときであっても、できる限りの確に災害の状況を把握し、これに基づき人材、物資その他の必要な資源を適切に配分することにより、人の生命及び身体を最も優先して保護する。
- (5) 被災者による主体的な取組を阻害することのないよう配慮しつつ、被災者の年齢、性別、障害の有無その他の被災者の事情を踏まえ、その時期に応じて適切に被災者を援護する。
- (6) 災害が発生したときは、速やかに、施設の復旧及び被災者の援護を図り、災害からの復興を図る。

2 基本的視点

(1) 減災の視点

本市では、これまでも地震・津波災害や風水害等を経験し、その都度、防災対策を強化してきた。

災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることを認識し、災害時の被害を最小化する「減災」の考え方を防災対策の基本とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、様々な対策を組み合わせて災害に備えていくものとする。

(2) 地域防災力の向上の視点

大規模な災害においては、発災直後の市民一人ひとりの自覚や行動が生死を分ける結果になり得る。

平時から正しい知識を持ち、自らが考え行動することの重要性を再認識し、「自らの命は自ら守る」とする自助の取組みの強化を図る。そのため、家庭や地域等と連携し、幼少期からの防災教育の充実に努め、また、市民は災害教訓を伝承し、防災意識の向上に努める。

また、過去の大規模災害から、地域のつながりが重要であることが明らかとなっている。

「自分たちの地域は地域のみんなで守る」といった共助の考え方の重要性を再認識し、自主防災組織の機能強化や、共助の中核となる人材を育成するなどの取組みの強化に努める。さらに、民間団体等との連携の取組みも重要となっている。

これらの連携の輪をひろげていくことにより、社会の一員でもある民間団体等の力を最大限発揮するための取組みを進めていく。

このような取組みの強化と併せ、市をはじめとする防災関係機関においても、市民の安全・安心を守るためにとり得る手段を尽くし、災害予防、応急対策、復旧のそれぞれの段階において、自助・共助・公助が一体となって、地域の防災力向上を図る。

なお、これらの取組みの推進に当たっては、感染症への対策を講じていく。

(3) 要配慮者及び男女共同参画の視点

本市でも、高齢化の進展や、障害のある人が年々増加している状況があり、今後さらなる対策の充実が求められているところである。このため、大規模災害に際しての予防、応急対策、復旧のそれぞれの段階において、高齢者、障害者、乳幼児等特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）の視点に立った対策を講じるものとする。

また、東日本大震災や令和6年1月の能登半島地震において、避難所生活における更衣室の設置

や女性に必要な物資の配布をはじめ、様々な場面における女性への配慮の必要性が改めて認識されたところであり、防災分野における女性の参画拡大等の一層の推進が求められる。さらに、性的マイノリティの方への配慮など、多様な視点に立つことも必要とされる。被災時における男女のニーズの違い等、男女双方の視点に配慮した災害対策を進めるため、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大するとともに、男女共同参画その他の多様な視点を取り入れた防災体制の確立を図る。

(4) 計画の推進と見直し

本計画は、市域の防災対策の総合的運営を図るための基本計画であり、本計画に基づく施策の効果的推進に努めるとともに、国や県の防災計画の見直しの都度、また、同見直しにとどまらず、定期的に点検・検証を行い、実効性のある計画とするための所要の見直しを随時行っていくこととする。

なお、見直しにあたっては、多様な主体の意見を反映できるよう、計画の検討段階から、女性、自主防災組織、要配慮者の参画を促進する。

第4 計画の修正

本計画は、災害対策基本法第42条に基づき毎年検討を加え、必要が認められる場合は、銚子市防災会議において修正を行う。

各機関は関係事項について検討し、速やかに防災会議（事務局）へ検討結果を提出するものとする。

第5 他計画との関係

1 国、県等の計画との関係

本計画は、市の地域にかかる災害対策に関する基本的な性格を有するものであり、防災基本計画、千葉県地域防災計画や指定地方行政機関、又は指定公共機関等が作成する計画との整合を図る。

2 地区防災計画との関係等

本市地域の一定の地区内の居住者等が、災害対策基本法第42条第2項に基づく地区防災計画（一定の地区内の居住者及び事業者等が共同して行う防災活動、訓練、備蓄等の計画）を提案した場合、防災会議において本計画への抵触等を判断し、必要と認める場合は当該地区防災計画を本計画に定める。なお、必要がないと判断した場合は、その理由等を提案者に通知するものとする。

第6 計画の周知

市及び関係機関は、この計画の遂行に当たってそれぞれの責務が十分に果たせるよう、訓練等により計画の習熟に努めるとともに、市民への周知を図るため、広報啓発活動に努める。

第2節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱

本市の地域に係る災害対策を実施するに当たり、市、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体、その他防災上重要な施設の管理者、住民、事業者等の主な事務、業務を次のとおり明記し、災害を防止するとともに被害の軽減を図る。

第1 銚子市

- (1) 防災会議及び災害対策本部に関すること。
- (2) 防災に関する施設及び組織の整備、自主防災組織の充実並びに訓練に関すること。
- (3) 災害時における災害に関する被害の調査、報告と情報の収集及び広報に関すること。
- (4) 災害の防除と拡大の防止に関すること。
- (5) 救助、防疫等及び保健衛生に関すること。
- (6) 災害応急対策用資材及び災害復旧資材の確保と物価の安定に関すること。
- (7) 被災産業に対する融資等の対策に関すること。
- (8) 被災市営施設の応急対策に関すること。
- (9) 災害時における文教対策に関すること。
- (10) 災害対策要員の動員、雇上げに関すること。
- (11) 災害時における交通、輸送の確保に関すること。
- (12) 被災施設の復旧に関すること。
- (13) 管内の関係団体が実施する災害応急対策の調整に関すること。
- (14) 被災者の避難生活や生活再建の支援に関すること。
- (15) 災害時における一般廃棄物等の処理に関すること。

第2 千葉県

- (1) 千葉県防災会議及び県災害対策本部に関すること。
- (2) 防災に関する施設及び組織の整備並びに訓練に関すること。
- (3) 災害時における災害に関する被害の調査、報告と情報の収集及び広報に関すること。
- (4) 災害の防除と拡大の防止に関すること。
- (5) 災害時における防疫その他保健衛生に関すること。
- (6) 災害応急対策用資材及び災害復旧資材の確保と物価の安定に関すること。
- (7) 被災産業に対する融資等の対策に関すること。
- (8) 被災県営施設の応急対策に関すること。
- (9) 災害時における文教対策に関すること。
- (10) 災害時における社会秩序の維持に関すること。
- (11) 災害対策要員の動員、雇上げに関すること。
- (12) 災害時における交通、輸送の確保に関すること。
- (13) 被災施設の復旧に関すること。
- (14) 市が処理する事務及び事業の指導、指示及びあっせん等に関すること。
- (15) 災害対策に関する自衛隊への派遣要請、国への応援要請及び隣接都県市間の相互応援協力に関すること。
- (16) 災害救助法に基づく被災者の救助、保護に関すること。
- (17) 被災者の生活再建支援に関すること。
- (18) 市が実施する災害応急対策の補助及び市町村間の総合調整に関すること。
- (19) 災害時における一般破棄物等の処理の支援に関すること。

第3 指定地方行政機関

1 関東管区警察局

- (1) 管区内各県警察の災害警備活動の指導及び調整に関すること。
- (2) 管区内各県警察の相互援助の調整に関すること。
- (3) 他管区警察局及び警視庁並びに管区内防災関係機関との連携に関すること。
- (4) 警察通信の確保及び警察通信統制に関すること。
- (5) 津波、火山警報等の伝達に関すること。

2 関東財務局（千葉財務事務所）

- (1) 立会関係
主務省が行う災害復旧事業費の査定の立会に関すること。
- (2) 融資関係
ア 災害つなぎ資金の貸付(短期)に関すること。
イ 災害復旧事業費の融資(長期)に関すること。
- (3) 国有財産関係
ア 地方公共団体が防災上必要な通信施設等の応急措置の用に供する場合における普通財産の無償貸付に関すること。
イ 地方公共団体が災害による著しい被害を受けた小・中学校等の施設の用に供する場合における普通財産の無償貸付に関すること。
ウ 地方公共団体が水防、消防その他の防災に関する施設の用に供する場合における普通財産の減額譲渡又は貸付に関すること。
エ 災害の防除又は復旧を行おうとする事業者に対する普通財産の売払又は貸付に関すること。
オ 県が急傾斜地崩壊防止施設の用に供する場合における普通財産の無償貸付又は譲与に関すること。
カ 県又は市町村が防災のための集団移転促進事業の用に供する場合における普通財産の譲与等に関すること。
- (4) 民間金融機関等に対する指示、要請関係
ア 災害関係の融資に関すること。
イ 預貯金の払い戻し及び中途解約に関すること。
ウ 手形交換、休日営業等に関すること。
エ 保険金の支払及び保険料の払込猶予に関すること。
オ 営業停止等における対応に関すること。

3 関東信越厚生局

- (1) 管内の災害状況の情報収集及び通報に関すること。
- (2) 関係職員の派遣に関すること。
- (3) 関係機関との連絡調整に関すること。

4 関東農政局

- (1) 災害予防
ダム・ため池、頭首工、地すべり防止施設等の点検・整備事業に関すること。
- (2) 応急対策
ア 管内の農業・農地・農業用施設の被害状況の情報収集及び報告連絡に関すること。
イ 飲食料品、油脂、農畜産物、飼料及び種子等の安定供給に関すること。
ウ 農作物・蚕・家畜等に係る管理指導及び病虫害の防除に関すること。
エ 営農技術指導、家畜の移動に関すること。
オ 災害応急用ポンプ等の貸出しに関すること。

- オ 応急用食料・物資の支援に関すること。
- カ 農業水利施設等の被災に起因する二次災害防止対策に関すること。
- キ 食品の需給・価格動向や表示等に関すること。
- ク 関係職員の派遣に関すること。

(3) 復旧対策

- ア 農地・農業用施設等の復旧事業に係る災害査定と査定前工事の承認に関すること。
- イ 災害による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関すること。

(4) その他

災害時の政府所有米穀の供給に関すること。（農林水産省生産局）

5 関東森林管理局

- (1) 国有林野の保安林、保安施設（治山施設）等の維持、造成に関すること。
- (2) 災害復旧用材（国有林材）の供給に関すること。

6 関東経済産業局

- (1) 生活必需品、復旧資材など防災関係物資の円滑な供給の確保に関すること。
- (2) 商工鉱業の事業者の業務の正常な運営の確保に関すること。
- (3) 被災中小企業の振興に関すること。

7 関東東北産業保安監督部

- (1) 火薬類、高圧ガス、液化石油ガス、電気、ガス等危険物等の保安の確保に関すること。
- (2) 鉱山に関する災害の防止及び災害時の応急対策に関すること。

8 関東運輸局

- (1) 災害時における自動車輸送業者に対する運送の協力要請に関すること。
- (2) 災害時における被害者、災害必要物資等の輸送調整に関すること。
- (3) 災害による不通区間における迂回輸送等の指導に関すること。
- (4) 災害時における応急海上輸送に関すること。
- (5) 応急海上運送用船舶の緊急修理に関すること。

9 国土交通省成田空港事務所

- (1) 災害時における航空機による輸送に関し、安全を確保するための必要な措置に関すること。
- (2) 遭難航空機の捜索及び救助に関すること。
- (3) 指定地域上空の飛行規制とその周知徹底に関すること。

10 第三管区海上保安本部（銚子海上保安部）

- (1) 海上災害の発生及び拡大の防止に関すること。
- (2) 船舶交通の安全、危険を防止し又は混雑を緩和するための船舶交通制限に関すること。
- (3) 海上における人命及び財産の保護並びに公共の秩序の維持に関すること。
- (4) 海難救助及び天災事変その他救済を必要とする場合における救助に関すること。

11 東京管区气象台（銚子地方气象台）

- (1) 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表に関すること。
- (2) 気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る）及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説に関すること。
- (3) 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関すること。
- (4) 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言に関すること。
- (5) 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に関すること。

1 2 関東総合通信局

- (1) 非常通信の確保等及び関東地方非常通信協議会の運営に関すること。
- (2) 災害時テレコム支援チーム（MIC－TEAM）による災害対応支援に関すること。
- (3) 災害対策用移動通信機器及び災害対策用移動電源車の貸し出しに関すること。
- (4) 非常災害時における重要通信の疎通を確保するため、無線局の開局、周波数等の指定変更及び無線設備の設置場所等の変更を口頭等により許認可を行う特例措置の実施（臨機の措置）に関すること。
- (5) 電気通信事業者及び放送局の被災・復旧状況等の情報提供に関すること。

1 3 千葉労働局（銚子労働基準監督署、銚子公共職業安定所）

- (1) 工場、事業所における労働災害の防止に関すること。
- (2) 労働力の確保及び被災者の生活確保に関すること。

1 4 関東地方整備局（利根川下流域河川事務所）

- (1) 管轄河川の計画工事及び管理に関すること。
- (2) 管轄河川の災害予防対策、災害緊急対策等に関すること。

第 4 自衛隊

(1) 災害派遣の準備

- ア 防災関係資料の基礎調査に関すること。
- イ 自衛隊災害派遣計画の作成に関すること。
- ウ 防災資材の整備及び点検に関すること。
- エ 市町村地域防災計画、千葉県地域防災計画及び自衛隊災害派遣計画に合致した防災に関する各種訓練の実施に関すること。

(2) 災害派遣の実施

- ア 人命又は財産の保護のため緊急に行う必要のある即時応急救援活動、民生支援及び復旧支援に関すること。
- イ 災害派遣時の救援活動のため防衛省の管理に属する物品の無償貸付及び譲与等に関すること。

第 5 指定公共機関

1 東日本電信電話株式会社（千葉支店）、株式会社NTTドコモ（千葉支店）、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社

- (1) 電気通信施設の整備に関すること。
- (2) 災害時における緊急通話の取扱いに関すること。
- (3) 被災電気通信施設の応急対策及び災害復旧に関すること。

2 日本赤十字社（千葉県支部）

- (1) 災害時における救護班の編成並びに医療及び助産等の救護の実施に関すること。
- (2) 災害救助の協力奉仕団の連絡調整に関すること。
- (3) 義援金品の募集及び受付に関すること。

3 日本放送協会（千葉放送局）

- (1) 住民に対する防災知識の普及と警報の周知徹底に関すること。
- (2) 住民に対する災害応急対策等の周知徹底に関すること。
- (3) 社会事業団体等による義援金品の募集及び分配に関すること。
- (4) 被災者の受信対策に関すること。

4 成田国際空港株式会社

- (1) 災害時における空港の運用に関すること。
- (2) 空港施設及び航空機災害に対する防災対策に関すること。
- (3) 帰宅困難者対策に関すること。

5 東日本旅客鉄道株式会社（銚子駅）

- (1) 鉄道施設の保全に関すること。
- (2) 災害時における救助物資及び避難者の輸送の協力に関すること。
- (3) 帰宅困難者対策に関すること。

6 日本貨物鉄道株式会社

- (1) 災害時における鉄道車両等による救助物資輸送の協力に関すること。

7 日本通運株式会社（千葉支店）

- (1) 災害時における貨物自動車（トラック）による救助物資及び避難者の輸送の協力に関すること。

8 東京電力パワーグリッド株式会社

- (1) 災害時における電力供給に関すること。
- (2) 被災電力施設の応急対策と災害復旧に関すること。

9 KDDI株式会社（東京支社）

- (1) 電気通信施設の整備に関すること。
- (2) 災害時等における通信サービスの提供に関すること。
- (3) 被災電気通信施設の応急対策及び災害復旧に関すること。

10 日本郵便株式会社（銚子郵便局）

- (1) 災害時における郵便事業運営の確保
- (2) 災害時における郵便事業に係る災害特別事務取扱い及び援護対策
 - ア 被災者に対する郵便葉書等の無償交付に関すること。
 - イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除に関すること。
 - ウ 被災地あて救助用郵便物の料金免除に関すること。
 - エ 被災者救助団体に対するお年玉付郵便葉書等寄附金の配分に関すること。
 - オ 被災者の救援を目的とする寄附金の送金のための郵便振替の料金免除に関すること。

11 ソフトバンク株式会社

- (1) 電気通信施設の整備に関すること。
- (2) 災害時等における通信サービスの提供に関すること。
- (3) 被災電気通信施設の応急対策及び災害復旧に関すること。

12 楽天モバイル株式会社

- (1) 電気通信施設の整備に関すること。
- (2) 災害時等における通信サービスの提供に関すること。
- (3) 被災電気通信施設の応急対策及び災害復旧に関すること。

13 福山通運株式会社、佐川急便株式会社、ヤマト運輸株式会社、西濃運輸株式会社

- 災害時における物資の輸送に関すること。

第6 指定地方公共機関

1 銚子瓦斯株式会社、公益社団法人千葉県LPガス協会（銚子支部）

- (1) ガス施設の防災対策及び災害時における供給対策に関すること。

2 銚子電気鉄道株式会社

- (1) 鉄道施設の保全に関すること。
- (2) 災害時における救助物資及び避難者の輸送の協力に関すること。
- (3) 帰宅困難者対策に関すること。

3 公益社団法人千葉県医師会（一般社団法人銚子市医師会）

- (1) 医療及び助産活動に関すること。
- (2) 医師会と医療機関との連絡調整に関すること。

4 一般社団法人千葉県歯科医師会（一般社団法人銚子市歯科医師会）

- (1) 歯科医療活動に関すること。
- (2) 歯科医師会と医療機関との連絡調整に関すること。

5 一般社団法人千葉県薬剤師会（銚子市薬剤師会）

- (1) 調剤業務及び医薬品の管理に関すること。
- (2) 医薬品等の需給状況の把握及び情報の提供に関すること。
- (3) 地区薬剤師会との連絡調整に関すること。

6 千葉テレビ放送株式会社、株式会社ニッポン放送、株式会社ベイエフエム

- (1) 住民に対する防災知識の普及と警報の周知徹底に関すること。
- (2) 住民に対する災害応急対策等の周知徹底に関すること。
- (3) 社会事業団体等による義援金品の募集及び配分に関すること。

7 一般社団法人千葉県トラック協会（銚子支部）、一般社団法人千葉県バス協会

- (1) 災害時における貨物自動車（トラック）及び旅客自動車（バス）による救助物資及び避難者の輸送の協力に関すること。

第7 公共的団体その他防災上重要な施設の管理者

1 ちばみどり農業協同組合（銚子支店）

- (1) 県、市が行う被害状況調査及び応急対策への協力に関すること。
- (2) 農作物の災害応急対策の指導に関すること。
- (3) 被災農家に対する融資、あっせんに関すること。
- (4) 農業生産資材及び農家生活資材の確保、あっせんに関すること。
- (5) 農産物の需給調整に関すること。

2 千葉県森林組合（香取事務所）

- (1) 県、市が行う被害状況調査及び応急対策への協力に関すること。
- (2) 被災組合員に対する融資、あっせんに関すること。

3 銚子市漁業協同組合

- (1) 県、市が行う被害状況調査及び応急対策への協力に関すること。
- (2) 漁船、共同施設の災害応急対策及びその復旧対策の確立に関すること。
- (3) 被災組合員に対する融資、あっせんに関すること。

4 銚子商工会議所

- (1) 市が行う商工業関係被害状況調査及び応急対策への協力に関すること。
- (2) 救援用物資、復旧資材の確保についての協力、あっせんに関すること。
- (3) 融資希望者のとりまとめ、あっせん等の協力に関すること。
- (4) 災害時における物価安定への協力に関すること。

5 銚子市観光協会

- (1) 観光客への避難場所、避難経路等の防災情報の提供の協力に関すること。
- (2) 災害時における観光施設及び観光客等への情報提供並びに帰宅支援等の協力に関すること。

6 千葉県建設業協会（銚子支部）

- (1) 災害時の重機等による救援活動の協力に関すること。
- (2) 災害時の公共土木施設の被害調査、応急復旧活動、建設活動の協力に関すること。

7 千葉県石油協同組合（銚子支部）

- (1) 災害時の災害対策用車両及び災害対策施設等への燃料等の優先供給の協力に関すること。

8 社会福祉法人銚子市社会福祉協議会

- (1) 要配慮者の支援に関すること。
- (2) 災害ボランティアの活動支援に関すること。
- (3) 生活福祉資金貸付けに関すること。

9 銚子市赤十字奉仕団

- (1) 災害時における救護活動等の協力に関すること。

10 東総地区広域市町村圏事務組合

- (1) 市町村圏の振興整備に関する事業の実施に関すること。
- (2) 一般廃棄物（し尿を除く）処理施設の建設及び管理運営に関すること。

11 東総広域水道企業団

- (1) 水道施設の被害調査に関すること。
- (2) 水道施設の応急対策に関すること。
- (3) 災害時の給水に関すること。

12 危険物取扱施設、銚子市防火安全協会

- (1) 安全管理の徹底に関すること。
- (2) 防護施設の整備に関すること。

13 病院等医療施設

- (1) 避難施設の整備及び避難訓練の実施に関すること。
- (2) 災害時における収容者の保護及び誘導に関すること。
- (3) 災害時における病人等の収容及び保護に関すること。
- (4) 災害時における負傷者の医療及び助産救助に関すること。

14 社会福祉施設

- (1) 避難施設の整備及び避難訓練の実施に関すること。
- (2) 災害時における入所者の保護及び誘導に関すること。

15 学校法人

- (1) 避難施設の整備及び避難訓練の実施に関すること。
- (2) 災害時における児童生徒の保護及び誘導に関すること。

- (3) 災害時における応急教育計画の確立及び実施に関すること。
- (4) 被災施設の災害復旧に関すること。

1 6 金融機関

- (1) 被災事業者等に対する資金の融資に関すること。

第 8 住民及び事業所

1 住民

- (1) 自らの生命・身体・財産を自ら守るための防災対策を自発的かつ積極的に行うとともに、食料、飲料水その他の生活必需物資の備蓄に努めること。
- (2) 地域において消防団、自主防災組織等及びボランティアが行う防災活動に積極的に参加するとともに、県及び市が実施する防災対策に協力すること。
また、過去の災害から得られた教訓の伝承や、災害の未然防止、被害の拡大防止及び災害の復旧等に寄与すること。

2 町内会、自主防災組織

- (1) 地区の自主防災活動、要配慮者の避難支援に関すること。
- (2) 避難所の自治運営、被災者への炊き出し及び救援物資配布等の協力に関すること。
- (3) 市や防災関係機関が行う被害調査、応急対策への協力に関すること。

3 事業者

- (1) 従業者、施設利用者等の生命及び身体を守るための防災対策を自発的かつ積極的に行うよう努めること。
- (2) 地域において消防団、自主防災組織等及びボランティアが行う防災活動に積極的に参加するとともに、県及び市が実施する防災対策に協力すること。
- (3) 災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）の策定に努めるとともに、防災訓練の実施、復旧計画の策定、サプライチェーンの確保等の事業継続マネジメント（BCM）の取組を通じて、防災活動の推進に努めること。

第3節 本市の概況

第1 地勢

1 位置及び面積

銚子市は東京から約100km、東経140度41分から140度52分、北緯35度41分から35度48分、関東平野の最東端に位置し、面積は84.12平方キロメートル。

北は利根川を隔て茨城県の神栖市に対し、東から南は太平洋に臨み、利根川沿い北西方面は東庄町と、太平洋側南西方面は旭市と接している。

本市の地勢の特徴は、丘陵性台地と谷津が錯綜している点にある。地形を大きく分けると、愛宕山を中心とした丘陵地、半島中央部から西方の下総台地に連なる洪積台地、半島北側の河川堆積作用により形成された沖積低地の3つに大別される。

内陸部は、利根川沿岸の平坦地、南西部の下総台地と東部の丘陵部となっている。利根川沿いの沖積地一帯は、標高10m以下の平坦な低地で、ここに市街地が形成されて本市の中核地帯となっている。

2 地質

銚子半島の東側は、愛宕山（標高73.6m）において千葉県で最も古い中生代（ジュラ紀）の地層、黒生から長崎にかけての海岸沿いでは、中生代（白亜紀）の銚子層群、銚子ポートタワー付近では、新生代（新第三紀中新世）の夫婦ヶ鼻層と多様な時代の地層が見られる。

一方、銚子半島の西側は、下位に新第三紀鮮新世の名洗層、第四紀更新世の飯岡層などからなる犬吠層群、その上に香取層、関東ローム層に覆われた標高35～55mの台地となっている。

3 気象

本市は、太平洋に突き出た形をしており、三方を水に囲まれ、黒潮と親潮が交わる海流の影響を受け、夏涼しく冬暖かい海洋性気候（年平均気温は約16℃）となっている。

銚子地方気象台における平成3年(1991年)～令和2年(2020年)の平年値について、気温は15.8℃、降水量は年合計1712.4mm、風速5.7m/sとなっている。

第2 社会環境

1 市の沿革

銚子半島に人が暮らし始めたのは、約2万3千年～1万5千年前位の旧石器時代と言われている。海に臨むこの地は、自然に恵まれ、数千年もの長い間狩猟と漁労を中心とした生活が営まれてきた。

平安時代に入り、武士が勃興するころになると、平忠常の子孫である千葉氏の支族である東氏・海上氏がこの地を領有するようになり、建久年間（1190年代）、千葉常衡が海上与市を名乗って船木郷に中島城を築城したといわれている。

元和2年（1616年）に飯沼村の田中玄蕃が醤油の醸造を始め、また、正保2年（1645年）に紀州から浜口儀兵衛が移り住み、醤油の醸造を開始。元禄期前後に銚子の醤油産業が発展した。

また、万治元年（1658年）には、崎山次郎右衛門が外川浦に漁港を開いた。

利根川は、幾度もの改修工事により江戸～銚子間の水運が開かれ、東北地方の米などを江戸に運ぶ重要な中継港として発展し、これらの水運の隆盛を背景に、江戸末期には漁業と醤油醸造が飛躍的に伸びた。

明治維新後の文明開化により犬吠埼灯台や銚子測候所、銚子無線電信局が建設され、観光名所としても注目され始めた。

明治22年（1889年）には、町村制に伴い、飯沼村が本銚子町と改称、荒野、新生、今宮の3村が合併し銚子町に、また、長塚、松本、本城の3村が合併し伊豆原村と改称したのち、西銚子町となった。

さらに、昭和8年（1933年）2月11日、銚子、本銚子、西銚子の3町と豊浦村が合併し、県下第2番

目の市として本市が誕生した。昭和12年（1937年）に高神村、海上村、昭和29年（1954年）に船木村、椎柴村、昭和30年（1955年）に豊里村、昭和31年（1956年）に豊岡村と順次合併し、本市の人口は9万人を超えるまでに発展してきた。しかし、令和2年（2020年）には人口が58,431人（令和2年国勢調査）と大幅に減少している。

2 交通条件

本市と市外を結ぶ道路には、市域の南側をほぼ東西に走り旭市へつながる国道126号及び利根川沿い北西方向へ走り東庄町へつながる国道356号、利根川を挟んだ対岸の茨城県神栖市と銚子大橋で結ぶ国道124号の3線がある。市域の主要道路には県道銚子公園線、外川港線などがある。

鉄道については、JR総武本線・成田線のほか、JR銚子駅から中心市街地と外川地区を結ぶ営業キロ6.4kmの銚子電気鉄道線がある。

3 中心市街地と集落の分布

本市は江戸時代、利根川を利用して江戸に海産物、農産物を運ぶ流通拠点として繁栄し、物見遊山（観光）の地としても名高かった。また、醤油醸造も盛んになり、現在は工業、商業、観光が組み合わさった多機能都市となり、その中心市街地はJR銚子駅を起点に利根川側に広がっている。

また、平成22年には国道126号沿線に郊外型ショッピングセンターが進出した。

集落は、利根川沿いの低地帯を中心に形成されている。

4 土地利用

本市の総面積は84.12km²（令和6年1月1日現在）で、地目別土地利用の主なものは、畑24.3%、宅地15.9%、山林13.2%となっており、平成14年当時と比較すると、山林（16.4%から13.2%）が減り、畑（22.2%から24.3%）が増えている。

表 地目別土地面積

（単位：1,000 m²）

	総数	田	畑	宅地	池沼	山林	原野	雑種地	その他
面積	84,117	8,931	20,427	13,367	58	11,094	564	3,695	25,981
構成比	100.0%	10.6%	24.3%	15.9%	0.1%	13.2%	0.6%	4.4%	30.9%

資料：税務課「固定資産概要調書」（令和6年1月1日現在）

5 用途地域

本市は、市街化区域を設定していないが、用途地域を次の表のように設定している。

銚子漁港を中心とする利根川沿いは、準工業地域が中心で産業的な利用がされており、その南側の低地及び一部の台地に住居地域が広がっている。

本市の東側及び南側の海沿いは、風致地区や国定公園地域に指定されており、観光やマリリゾートとしての利用が進められている。

表 用途地域の面積 単位：ha

種別名称	面積	種別名称	面積
第1種低層住居専用地域	70	近隣商業地域	82
第1種中高層住居専用地域	170	商業地域	42
第1種住居地域	597	準工業地域	298
第2種住居地域	78	工業地域	119
用途地域面積合計			1,456

6 人口及び世帯数

本市の総人口は 58,431 人（令和 2 年国勢調査）で、昭和 40 年代前半の 9 万人強をピークに、大きく減少傾向が続いている。一方、世帯数は大きく増加してきたが、近年は減少に転じている。

表 人口・世帯数の推移 単位：人、世帯

年	人 口	世帯数	年	人 口	世帯数
昭和40年	91,492	20,533	平成12年	78,695	25,781
昭和50年	90,374	23,151	平成17年	75,020	26,812
昭和55年	89,416	24,018	平成22年	70,210	27,035
昭和60年	87,883	24,387	平成27年	64,415	26,234
平成 2 年	85,138	24,807	令和 2 年	58,431	25,544
平成 7 年	82,180	25,448			

資料：国勢調査

7 年齢3区分別人口

本市の年齢 3 区分別人口の老年人口（65 歳以上）割合は、昭和 60 年の 12.4%、平成 12 年の 22.5% に比べ、令和 2 年では 37.9% となっており急激な高齢化傾向を示している。

表 年齢 3 区分別人口の推移 単位：人、%

年	総 数	年少人口	生産年齢人口	老年人口
		(0～14歳)	(15～64歳)	(65歳以上)
昭和60年	87,883	17,381	59,586	10,916
	人口割合	19.9%	67.8%	12.4%
平成 2 年	85,138	14,613	57,861	12,662
	人口割合	17.2%	67.9%	14.9%
平成 7 年	82,180	12,532	54,448	15,200
	人口割合	15.2%	66.3%	18.5%
平成12年	78,697	10,593	50,369	17,731
	人口割合	13.5%	64.0%	22.5%
平成17年	75,020	8,933	46,683	19,404
	人口割合	11.9%	62.2%	25.9%
平成22年	70,210	7,118	42,813	20,194
	人口割合	10.2%	61.1%	28.8%
平成27年	64,415	5,780	36,797	21,627
	人口割合	9.0%	57.3%	33.7%
令和 2 年	58,431	4,475	31,811	22,145
	人口割合	7.7%	54.4%	37.9%

資料：総務省統計局「国勢調査報告」

8 昼・夜間人口

令和 2 年における本市の夜間人口（定住人口）は 58,431 人、昼間人口（従業地・通学地人口）は 57,920 人で、昼間人口率は 99.1% となっている。また、流入人口は約 7,600 人、流出人口は約 8,100 人である。平成 2 年から昼間人口率が 100% を下回る傾向を見せており、通勤・通学範囲が市域を越えて少しずつ拡大していることがうかがえる。

表 昼・夜間人口の状況 単位：人、%

年	夜間人口 (A)	昼間人口 (B)	昼間人口率 (B/A)	年	夜間人口 (A)	昼間人口 (B)	昼間人口率 (B/A)
昭和55年	89,412	<u>90,618</u>	<u>101.3%</u>	平成17年	75,020	<u>73,689</u>	98.2%
昭和60年	87,883	<u>88,567</u>	100.8%	平成22年	70,210	<u>68,976</u>	98.2%
平成 2 年	85,136	<u>85,134</u>	<u>99.9%</u>	平成27年	64,415	63,563	98.7%
平成 7 年	82,180	<u>81,228</u>	98.8%	<u>令和 2 年</u>	<u>58,431</u>	<u>57,920</u>	<u>99.1%</u>
平成12年	78,693	<u>78,020</u>	<u>99.1%</u>				

資料：総務省統計局「国勢調査報告」

第3 銚子市の災害履歴

1 地震の災害履歴

市域での地震被害で死者が出たものは少なく、最近では、記録が明確に残っているものでは昭和 35 年（1960 年）のチリ地震による津波で死者 1 人が出ている。人的被害、建物被害が最大となったのは平成 23 年 （2011 年）3 月 11 日東北地方太平洋沖地震。重傷者 2 人、軽傷者 17 人、全壊（流出含む）29 棟、大規模半壊 24 棟、半壊（床上浸水含む）121 棟、一部損壊（床下浸水含む）1,943 棟。

次の表は、本市の地震津波被害の記録を銚子市史、理科年表及び銚子地方気象台の資料より取りまとめたものである。

表 銚子市に影響のあった地震

西暦年	元 号	日 付	被害要因	記 事
818	弘仁 9	8 月 10 日 ～	地震	下総、常陸等地震あり。（銚子市史） 震源 相模湾 M=7.9
1433	永享 5	11 月 7 日	地震	地大いに震う。夜の内三十余度。其後二十日余地震やまず。（君津郡誌） 下総地方地震あり。（銚子市史） 震源、相模灘 M=7.1
1496	明応 5	10 月 10 日	地震・津波	巳の刻（午前10時）大地震、津波起こる。（銚子市史）（註 次項の地震を誤記したものかもしれない）
1498	明応 7	9 月 20 日	地震・津波	近畿、関東諸国の地大いに震い房総の地殊に甚し。時に長狭郡の沿岸大海嘯起こり地盤陥落して人畜共に没し、小湊誕生寺ために破潰す。震源 東海道沖M=8.6 （内浦絵図面、君津郡史、千葉県誌）
1590	天正 18	3 月 21 日	地震	房総地方大地震
<u>1605</u>	慶長 9	2 月 3 日	地震・津波	上総等大地震。津波起こり家屋漂削す。（銚子市史） この日の地震は午前と夜半の2回引続いて起った。最初の地震は南海道沖に震源を有するもので、房総の海岸は約 4 軒に亘って干瀉となり、無数の魚介を拾うことが出来た。2回目の地震は房総半島沖に震源を有するもので、房総の、沖合すさまじく鳴動するうちに津波が起こり、小山の中腹まで押寄せた。この為安房、上総、下総の海岸 45ヶ所の漁家民屋は悉く押流され、人畜の溺死するもの数を知らず。また、山崩れによって、海が埋められ山となった所もあるという。（関八州古戦録、房総治乱記）
1611	慶長 16	12 月 2 日	地震・津波(震源域:三陸地方)	M8.1、震害は少なく、津波の被害が大
1614	慶長 19	11 月 26 日	津波	大津波。銚子飯沼観音境内後門に潮水侵入す。この年大飢饉妻子を売る者多し。（玄蕃先代集、銚子市史） 註 この日越後、紀伊、相模に大地震あり。震域が広がったので、地震による津波と思われる。尚、銚子「千人塚」由来によれば、この日銚子沖に出漁中の漁師千余人が溺死し、之を合奏したのが「千人塚」であるという。或は高潮を伴った暴風であったかも知れない。

西暦年	元 号	日 付	被害要因	記 事
1617	元和 3	1 月 9 日	地震・津波	津波飯沼に上がると伝う
1677	延宝 5	11 月 4 日	地震・津波	夜、五ッ時分少し地震あり。辰巳沖より海夥しく鳴り来り、釣村より一宮境まで下通りの家屋五十二軒打潰し、男女子供百三十七人、牛馬二十六匹死す。その前の負傷者十四、五人も、二、三十日の間に死去する。 (一宮町史、白子町史) 夜、四ッ時、銚子に海嘯あり。千人塚の側に大池を現出す。高神村に大波打あげ、樹木一万余を倒す。笠上、飯沼、外川、長崎の漁家民家大被害を蒙り、人畜の死傷多し。 上総沿岸に海嘯あり。 (千葉県誌、君津郡誌) 震源 小名浜沖 M=7.4
1703	元禄 16	12 月 31 日	地震・津波	丑刻(午前2時) 武蔵、相模、安房上総諸国の地大いに震い、続いて海嘯暴溢し、小田原、鎌倉、安房の長狭、朝夷の両郡、上総の夷隅郡等その災を被れり、餘震年を越えて止まず。(大日本地震資料) この地震の為、長狭郡平塚村内所々に5～6尺に及ぶ地割を生じ、小湊海岸は陥没して往時の誕生寺前庭は海中に入り、現在の鯛の浦が現出した。一方千倉の海岸は1～4畝にわたり干瀉となり、しばらくの間潮がささなかった。この地震に伴う津波は夷隅郡、長生郡、山武郡の海岸一帯を襲って家屋を押流し、数千の死者を出した。(長生郡誌、君津郡誌、千葉県誌)
1704	永宝 1	3 月 29 日	地震	地震あり、震動時間長く方々崩る。 (銚子木国会史) 二月地震あり。(東葛飾郡誌)
1756	宝暦 6	2 月 20 日	地震	夜大地震。(銚子市史)
1766	明和 3	3 月 8 日	津波	銚子に海嘯あり(海上郡誌) 註 この日津軽に大地震あり。M=6.9月日不詳、津波あり。(銚子市史)
1854	安政 1	12 月 23 日	地震・津波	関東大地震あり、房総の地も亦被害少なからず。安房の国に海嘯起りて、人畜害す。 (千葉県誌) 四ッ時大地震、九ッ時大津波襲来。名洗にて漁船遭難、水夫3名溺死す。(銚子市史) 震源 東海道沖 M=8.4 註 銚子市史には七月四日とあれど十一月四日の誤記と思われる。千葉県誌は十一月三日とする。この地震の翌日にも南海道沖を震源とする大地震あり、被害甚大の為十一月二十七日安政と改元された。従って、この地震の年代は嘉永七年とするのが正しい。
1866	慶応 2	11 月 24 日	地震(震源域：銚子)	後飯町の浅間神社の石の鳥居が倒れる
1887	明治 20	9 月 5 日	地震(震源域：千葉県北部)	M6.4、壁、土地亀裂など軽被害

西暦年	元 号	日 付	被害要因	記 事
1909	明治 42	3 月 13 日	地震	13日8時20分 (M=7. 2) 及び23時30分 (M=8. 2) に夫々銚子沖及び房総沖を震源とする地震発生し、名洗にては巾1尺長さ12～13間に及ぶ亀裂を生じ、家屋3戸が損傷を受け、銚子にては硝子店、陶器店の被害があった。(気象要覧)
1923	大正 12	6 月 2 日	地震(震源域：茨城県沖)	M=7. 1、深さ36km、銚子の震度4
1923	大正 12	6 月 2 日	地震(震源域：千葉県東方沖)	M=6. 8、深さ67km、銚子の震度5
1923	大正 12	9 月 1 日	地震(震源域：神奈川県西部)	M=7. 9、深さ23km、銚子の震度5 この地震に伴う余震は銚子において 1 日 96回、2日240回、3日137回、4日75回、5日 50回、16日までの総回数は799回に上った。 (大正大地震の回顧と其の復興)
1923	大正 12	9 月 2 日	地震(震源域：千葉県南東沖)	M=7. 3、深さ14km、銚子の震度4
1923	大正 12	9 月 2 日	地震(震源域：千葉県東方沖)	M=6. 9、深さ27km、銚子の震度4
1924	大正 13	5 月 31 日	地震(震源域：茨城県沖)	M=6. 1、深さ0km、銚子の震度4
1924	大正 13	5 月 31 日	地震(震源域：茨城県沖)	M=6. 4、深さ0km、銚子の震度4
1924	大正 13	5 月 31 日	地震(震源域：茨城県沖)	M=6. 1、深さ0km、銚子の震度4
1928	昭和 3	12 月 21 日	地震(震源域：茨城県沖)	M=5. 3、深さ62km、銚子の震度4
1930	昭和 5	5 月 1 日	地震(震源域：千葉県東方沖)	M=6. 3、深さ49km、銚子の震度4
1931	昭和 6	9 月 21 日	地震(震源域：埼玉県北部)	M=6. 9、深さ3km、銚子の震度4
1937	昭和 12	10 月 17 日	地震(震源域：千葉県東方沖)	M=6. 6、深さ29km、銚子の震度4
1938	昭和 13	9 月 22 日	地震(震源域：茨城県沖)	M=6. 5、深さ48km、銚子の震度4
1950	昭和 25	4 月 17 日	地震(震源域：千葉県東方沖)	M=5. 7、深さ57km、銚子の震度4
1950	昭和 25	9 月 10 日	地震(震源域：千葉県東方沖)	M=6. 3、深さ56km、銚子の震度4
1951	昭和 26	1 月 9 日	地震(震源域：千葉県北西部)	M=6. 1、深さ64km、銚子の震度4
1952	昭和 27	10 月 15 日	地震(震源域：千葉県東方沖)	M=5. 6、深さ36km、銚子の震度4
1953	昭和 28	11 月 26 日	地震・津波 (房総沖地震)	26日2時49分頃大東岬の南東約150kmを震源とする顕著な地震 (M=7. 5) が起り、地震発生約30分後、銚子で3m、勝浦、富崎で1. 5mの津波が押寄せた。地震による直接の被害はなかったが、銚子では津波の為伝馬船1隻流失した。(気象要覧)
1954	昭和 29	7 月 18 日	地震(震源域：千葉県東方沖)	M=6. 4、深さ27km、銚子の震度4
1955	昭和 30	7 月 24 日	地震(震源域：千葉県北東部)	M=6. 0、深さ53km、銚子の震度4
1956	昭和 31	9 月 30 日	地震(震源域：千葉県北西部)	M=6. 3、深さ81km、銚子の震度4
1957	昭和 32	1 月 9 日	地震(震源域：千葉県東方沖)	M=5. 4、深さ40km、銚子の震度4
1960	昭和 35	5 月 24 日	津波チリ地震津波	23日4時11分 (日本時間) ごろ南米チリ沿岸 (41° S、73. 5° W) にM= 8 (3/4) の大地震が発生し、これに伴う津波は太平洋を横断して約22時間後の24日2時40分ごろ本邦沿岸に達し、北海道、三陸沿岸をはじめ太平洋岸各地に被害を与えた。本県における津波の最高は朔望時の平均の満潮位より高さこと銚子153cm、布良67cm、東京9cmで、銚子では第4波、布良では第7波、東京では第2波の高さが最も高く、これらは何れも満潮時を1. 5-2時間すぎた5時9-32分の間に起った。
1961	昭和 36	1 月 16 日	地震(震源域：茨城県沖)	M=6. 8、深さ48km、銚子の震度4
1961	昭和 36	1 月 16 日	地震(震源域：茨城県沖)	M=6. 5、深さ45km、銚子の震度4

西暦年	元 号	日 付	被害要因	記 事
1961	昭和 36	1 月 17 日	地震(震源域：茨城県沖)	M=6.5、深さ60km、銚子の震度4
1961	昭和 36	3 月 25 日	地震(震源域：千葉県東方沖)	M=6.1、深さ33km、銚子の震度4
1961	昭和 36	7 月 18 日	地震(震源域：茨城県沖)	M=5.9、深さ20km、銚子の震度4
1962	昭和 37	11 月 14 日	地震(震源域：千葉県 <u>東方沖</u>)	16時48分ころ、銚子市北東沖約30kmを震源とする顕著な地震(M=5.8)が発生した。銚子市内の震度は4(中震)で、ショーウィンドウのガラス破損1件の被害があった。(朝日新聞)
1964	昭和 39	2 月 5 日	地震(震源域：茨城県沖)	M=6.0、深さ45km、銚子の震度4
1964	昭和 39	5 月 30 日	地震(震源域：茨城県沖)	M=6.2、深さ46km、銚子の震度4
1965	昭和 40	9 月 18 日	地震(震源域：茨城県沖)	M=6.6、深さ31km、銚子の震度4
1966	昭和 41	5 月 17 日	地震(震源域：千葉県東方沖)	M=5.2、深さ50km、銚子の震度4
1971	昭和 46	10 月 11 日	地震(震源域：千葉県北東部)	M=5.2、深さ39km、銚子の震度4
1972	昭和 47	2 月 29 日	地震(震源域：八丈島東方沖)	M=7.0、深さ22km、銚子の震度4
1973	昭和 48	9 月 30 日	地震(震源域： <u>千葉県北東部</u>)	M=5.9、深さ <u>51km</u> 、銚子の震度4、犬吠埼灯台故障
1973	昭和 48	10 月 1 日	地震(震源域：千葉県北東部)	M=5.8、深さ55km、銚子の震度4
1974	昭和 49	3 月 3 日	地震(震源域： <u>千葉県東方沖</u>)	M= <u>6.0</u> 、深さ <u>50km</u> 、銚子の震度4、市内小被害
1974	昭和 49	7 月 8 日	地震(震源域：茨城県沖)	M=6.3、深さ50km、銚子の震度4
1974	昭和 49	11 月 16 日	地震(震源域： <u>千葉県東方沖</u>)	M=6.1、 <u>深さ32km</u> 、銚子の震度4、市内小被害
1978	昭和 53	4 月 7 日	地震(震源域：千葉県東方沖)	M=6.1、深さ30km、銚子の震度4
1978	昭和 53	4 月 8 日	地震(震源域：千葉県東方沖)	M=4.9、深さ60km、銚子の震度4
1978	昭和 53	6 月 12 日	地震(震源域：宮城県沖)	M=7.4、深さ40km、銚子の震度4
1981	昭和 56	9 月 2 日	地震(震源域：千葉県東方沖)	M=5.8、深さ40km、銚子の震度4
1982	昭和 57	7 月 23 日	地震(震源域：茨城県沖)	M=7.0、深さ30km、銚子の震度4
1983	昭和 58	2 月 27 日	地震(震源域：茨城県南部)	M=6.0、深さ72km、銚子の震度4
1984	昭和 59	1 月 18 日	地震(震源域：茨城県沖)	M=5.9、深さ43km、銚子の震度4
1986	昭和 61	2 月 12 日	地震(震源域：茨城県沖)	M=6.1、深さ44km、銚子の震度4
1986	昭和 61	6 月 24 日	地震(震源域：千葉県南東沖)	M=6.4、深さ73km、銚子の震度4
1986	昭和 61	11 月 29 日	地震(震源域：茨城県沖)	M=5.8、深さ42km、銚子の震度4
1987	昭和 62	2 月 6 日	地震(震源域：福島県沖)	M=6.7、深さ35km、銚子の震度4
1987	昭和 62	12 月 17 日	地震(震源域：千葉県東方沖)	M=6.7、 <u>深さ58km</u> 、銚子の震度5、県下にて死者2人
1988	昭和 63	9 月 26 日	地震(震源域：千葉県東方沖)	M=5.8、深さ36km、銚子の震度4
1989	平成 1	3 月 6 日	地震(震源域： <u>千葉県東方沖</u>)	M=6、深さ56km、銚子の震度5
1989	平成 1	12 月 9 日	地震(震源域：茨城県沖)	M=5.6、深さ46km、銚子の震度4
1990	平成 2	6 月 1 日	地震(震源域：千葉県東方沖)	M=6、深さ59km、銚子の震度4
1990	平成 2	8 月 5 日	地震(震源域：茨城県沖)	M=5.8、 <u>深さ39km</u> 、銚子の震度4
1991	平成 3	8 月 6 日	地震(震源域： <u>千葉県東方沖</u>)	M=5.9、 <u>深さ43km</u> 、銚子の震度4
1996	平成 8	9 月 11 日	地震(震源域：千葉県東方沖)	M=6.4、深さ52km、銚子の震度4
2008	平成 20	5 月 8 日	地震(震源域：茨城県沖)	M=7.0、深さ51km、銚子の震度4
2011	平成 23	3 月 11 日	地震・津波 平成 23 年(2011 年)東北地方太平洋沖地震 (東日本大震災)	14時46分ころ、三陸沖を震源とするマグニチュード9.0の地震が発生し、銚子市でも震度5強の揺れと最大2.5mの津波が襲った。 <u>重傷者2人、軽傷者17人、全壊(流出含む)29棟、大規模半壊24棟、半壊(床上浸水含む)121棟、一部損壊(床下浸水含む)1,943棟。</u>
2011	平成 23	3 月 11 日	地震(震源域：茨城県沖)	M=7.6、深さ43km、銚子の震度5強
2011	平成 23	3 月 11 日	地震(震源域：千葉県東方沖)	M=6.2、深さ28km、銚子の震度4
2011	平成 23	3 月 12 日	地震(震源域：千葉県東方沖)	M=5.7、深さ35km、銚子の震度4

西暦年	元 号	日 付	被害要因	記 事
2011	平成 23	3 月 13 日	地震(震源域：茨城県沖)	M=6.6、深さ11km、銚子の震度4
2011	平成 23	3 月 16 日	地震(震源域：千葉県東方沖)	M=6.1、深さ10km、銚子の震度5弱
2011	平成 23	3 月 17 日	地震(震源域：千葉県東方沖)	M=5.7、深さ28km、銚子の震度4
2011	平成 23	4 月 12 日	地震(震源域：千葉県東方沖)	M=6.4、深さ26km、銚子の震度4
2011	平成 23	4 月 21 日	地震(震源域：千葉県東方沖)	M=6.0、深さ46km、銚子の震度4
2011	平成 23	5 月 20 日	地震(震源域：千葉県東方沖)	M=5.8、深さ36km、銚子の震度4
2012	平成 24	3 月 14 日	地震(震源域：千葉県東方沖)	M=6.1、深さ15km、銚子の震度5 <u>強</u>
2013	平成 25	4 月 4 日	地震(震源域：千葉県東方沖)	M=5.1、深さ12km、銚子の震度4
2013	平成 25	4 月 19 日	地震(震源域：千葉県東方沖)	M=4.6、深さ15km、銚子の震度4
2013	平成 25	12 月 3 日	地震(震源域：千葉県東方沖)	M=4.5、深さ12km、銚子の震度4
2018	平成 30	10 月 4 日	地震(震源域：千葉県東方沖)	M=4.7、深さ31km、銚子の震度4
2020	令和 2	1 月 3 日	地震(震源域：千葉県東方沖)	M=5.8、深さ34km、銚子の震度4
2020	令和 2	6 月 25 日	地震(震源域：千葉県東方沖)	M=6.1、深さ36km、銚子の震度4
<u>2022</u>	<u>令和 4</u>	<u>1 月 16 日</u>	<u>津波（トンガ諸島付近のフンガ・トンガーフンガ・ハアパイ火山の大規模噴火に伴う潮位変化）</u>	<u>16日0時15分に津波注意報発表。14時00分に津波注意報解除。</u>
<u>2023</u>	<u>令和 5</u>	<u>5 月 26 日</u>	<u>地震(震源域：千葉県東方沖)</u>	<u>M=6.2 深さ50km、銚子の震度5弱</u>
<u>2023</u>	<u>令和 5</u>	<u>10 月 9 日</u>	<u>津波(震源域：鳥島近海)</u>	<u>9日5時25分頃鳥島近海で地震(震度不明)が発生し、7時51分に津波注意報発令(千葉県九十九里・外房等 予想される津波の高さ1m)</u>

2 地震活動

千葉県東方沖、茨城県沖では、関東地方の下に沈み込んだフィリピン海プレートや太平洋プレートに関係する地震活動が定常的に活発である。大正 12 年（1923 年）の関東大震災以降、震度 4 を記録した地震が頻発する中、震度 5 を記録した地震が 8 回あり、関東大震災で震度 5、東日本大震災では最大震度 5 強を記録した。なお、大正 12 年（1923 年）以降で震度 6 以上を記録した地震はない。

3 活断層

房総半島南部に東西に延びる鴨川低地断層帯がある。その他、銚子市内および市周辺で大きな断層は発見されていない。

4 津波被害

1703 年元禄地震（元禄 16 年 11 月 23 日）、1923 年大正関東地震（大正 12 年 9 月 1 日）、2011 年東北地方太平洋沖地震（平成 23 年 3 月 11 日）等、海洋型の大規模な地震発災により、津波災害が発生している。元禄地震、大正関東地震は震源域が近いために、地震発生後短時間に来襲したと考えられる。東北地方太平洋沖地震では波高 2.5m の津波が来襲した。

5 風水害

気象庁の資料によると、過去に人的被害、建物被害が最大となった災害は昭和 46 年（1971 年 9 月 7 日～9 月 8 日）の台風第 25 号である。

以下に、気象庁資料による被害記録の概要を示す。

表 銚子市に影響のあった主な風水害等（1967 年以降）

西暦年	元 号	日 付	被害要因	記 事
1967	昭和 42	3 月 23 日	竜巻	銚子市銚子大橋東側で発生（茨城県鹿島郡波崎町（現神栖市）で消滅）。 負傷者32人、家屋被害8棟。
1969	昭和 44	2 月 5 日	竜巻	詳細不明
1971	昭和 46	9 月 7 日～8 日	台風	台風25号。瞬間最大風速49m、降雨量369.5mmを記録。死者10人、負傷者26人、住宅の全壊32棟、半壊52棟、一部損壊1,031棟。その他、道路決壊、崖崩れ、橋りょう損傷など戦後最大の台風被害。
1990	平成 2	12 月 11 日	突風	銚子市天王台で発生。 家屋一部破損69棟、ブロック塀の倒壊2箇所、道路倒壊3箇所。
1993	平成 5	2 月 22 日	突風	銚子市小畑町、高神東町で発生。 家屋一部破損 18 棟、塀の倒壊 1 箇所。
1996	平成 8	9 月 21 日～ 9 月 23 日	台風	台風17号。房総半島沖を北東進、関東南部や伊豆諸島で暴風雨。 銚子で最大瞬間風速51.9m/sを観測。
1998	平成 10	9 月 15 日～ 9 月 17 日	台風	台風5号。静岡県に上陸後、北日本を縦断。関東で暴風、東日本から北日本で大雨。 銚子で最大瞬間風速45.7m/sを観測。
2002	平成 14	10 月 1 日	台風	台風21号。関東南部に上陸し、北日本を縦断。関東から北日本の太平洋側で暴風。銚子で最大瞬間風速52.2m/sを観測（過去最大）。
2013	平成 25	9 月 9 日～ 9 月 17 日	台風	台風18号。小笠原の近海で発生。愛知県豊橋市付近に上陸後北上し、暴風域を伴って関東甲信地方を北東に進んだ後、三陸沖に達した。 銚子で最大瞬間風速33.4m/sを観測。
2013	平成 25	10 月 16 日	台風	台風26号。強い勢力を維持しながら伊豆諸島や関東地方に最接近。銚子で最大瞬間風速46.1mを観測。犬若で高潮による道路の冠水。
2019	令和元	9 月 8 日～ 9 月 9 日	台風	台風15号。千葉県に上陸し茨城県から関東の東海上へ。 銚子で最大瞬間風速40.4m/sを観測。長期停電発生。
2019	令和元	10 月 12 日～ 13 日	台風	台風19号。伊豆半島上陸。関東を通過し東北の東海上へ。 銚子で最大瞬間風速36.1m/sを観測。利根川沿で洪水発生。
<u>2021</u>	<u>令和 3</u>	<u>10 月 1 日</u>	<u>台風</u>	<u>台風16号。強い勢力を維持しながら千葉県に接近。銚子で最大瞬間風速41.8m/sを観測。</u>
<u>2023</u>	<u>令和 5</u>	<u>9 月 8 日</u>	<u>台風</u>	<u>台風13号。東海道沖に進んだ台風の影響により、県内で線状降水帯が発生し猛烈な雨が降り、記録的な大雨となった。銚子で8日の降水量173.5mmを観測。</u>

第4節 被害想定

銚子市地域防災計画の策定にあたり、平成24年度に防災アセスメント調査を行った。アセスメント調査による災害被害予測結果の概要は次のとおりである。

第1 地震・津波被害想定

1 想定地震の設定

本調査における想定地震は、銚子市内全域で震度階が最大となる銚子直下型地震（M6.9）を対象とした。

2 地震動予測

市内の震度は利根川下流端の北東部の一部が5強、海岸沿岸部が5弱であるが、これ以外の多くの地域は6弱となっている。想定する季節及び時間については、火災による被害が大きく、被害全体も最大と考えられる冬の18時とした。冬の18時が火災による被害が大きい理由としては、暖房器具の使用や夕食の準備による火気の取扱いによるためと考えられる。

3 液状化危険予測

液状化が「しやすい」、「ややしやすい」地域は、利根川沿いの特にJRの松岸駅および椎柴駅付近を中心に広がっていることが確認できる。その他、人口が多く分布する本銚子駅の北側や銚子駅の南側に液状化が「しやすい」、「ややしやすい」地域が広がっている。

4 建物被害予測（木造・非木造）

全壊棟数は、木造、非木造のいずれも、震度が比較的小さい利根川下流端の北東部の一部では全壊棟数が0棟であるが、これ以外の多くの地域では1棟分布している。

半壊棟数は、非木造は全壊棟数同様、震度が比較的小さい利根川下流端の北東部の一部を除いて1棟分布しているが、木造は人口の多い銚子電鉄の本銚子駅北側や外川駅付近、JR成田線の椎柴駅の北西側で2～3棟の分布が見られる。

構造・築年を分けず全体で見ると、人口の多い銚子電鉄の本銚子駅北側で多くとも3棟である。

また、市全体では、全壊棟数512棟、半壊棟数4,130棟となった。

5 津波浸水被害予測

津波による浸水は、市東側の沿岸部および利根川沿いに集中することが確認できる。

また、浸水は国道356号線を越えない。市東側では一部、一般県道254号線を越えるが、JR成田線や銚子電鉄までは浸水しない。また、浸水域のうち多くは、浸水深が5m以上となっている。

浸水被害は、新生町1丁目、植松町、川口町2丁目で大きく、浸水想定区域内人口は各町丁目で400人を超える。市全体では、浸水想定区域内人口は9,917人、床上浸水棟数は6,030棟、床下浸水棟数は902棟である。

なお、千葉県が発表した地震による津波浸水予想図（大津波警報10m【施設なし】）に示される浸水予想区域内に立地する公共施設は、銚子市役所、銚子中学校、東部地区コミュニティセンター、市立図書館、中央地区コミュニティセンターの計5箇所である。

6 出火・延焼被害予測

焼失棟数は、不燃領域率が高い本銚子駅付近をはじめ、全体に1棟の分布が確認できた。また、町丁目ごとに見ると、多くの町丁目で焼失棟数が各1棟となり、市全体では160棟となった。

7 人的被害予測

(1) 死者数・負傷者数

建物倒壊による死者数、火災による死者数は、震度が比較的小さい利根川下流端の北東部の一部を除いて各メッシュに1人分布している。

建物倒壊による負傷者数、火災による負傷者も同様に、北東部の一部を除いた多くの地域で各メッシュに1人の分布となったが、人口の多い銚子電鉄の本銚子駅北側で2人以上のメッシュが分布する。

また、市全体では、建物倒壊による死者数は161人、火災による死者数は160人、建物倒壊による負傷者数は1,843人、火災による負傷者数は160人となった。

(2) 自力脱出困難者数（要救助者数）

自力脱出困難者数は、震度が比較的小さい利根川下流端の北東部の一部を除いて各メッシュに1人分布している。また、市全体では、自力脱出困難者数は513人となった。

(3) 避難者数

避難者数は、多くの地域で各メッシュに1人分布している。その他、人口の多いJR銚子駅から銚子電鉄の本銚子駅の北側、銚子駅南側、JR松岸駅北側付近で各メッシュに2～3人分布している。また、市全体では、避難者数は3,535人となった。

8 急傾斜地崩壊予測

全49箇所(平成24年度防災アセスメント調査時)の土砂災害警戒区域および土砂災害特別警戒区域(急傾斜地の崩壊)のうち、詳細箇所番号3以外は、全て最大震度6弱の地域に位置している。

9 ライフライン被害予測

全ての上水道関係施設、下水道関係施設は、最大震度6弱の地域に位置している。また、液状化危険度がややしやすい地域に芦崎終末処理場が位置している。津波の浸水の恐れはいずれの施設も無い。

10 道路被害予測

道路閉塞率は国道356号線、国道126号線、一般県道286号線で10%を超える区間が存在するが、上限値は13.5%であり大きくない。その他の路線についても部分的に道路閉塞が発生するが、多くは10%未満と極めて小さい値となった。

表 町丁別地震被害、浸水被害予測結果

中学校区	町丁目名	地震被害						浸水被害	
		全壊棟数(棟)	半壊棟数(棟)	焼失棟数(棟)	死者数(建物倒壊)(人)	死者数(火災)(人)	避難者数(人)	津波浸水人口(人)	洪水浸水人口(人)
第一中学校	海鹿島町	2	36	1	1	1	29	271	0
	榊町	2	27	1	1	1	22	0	0
	愛宕町	3	53	1	1	1	44	0	0
	清水町	2	30	1	1	1	25	145	0
	幸町	0	0	1	1	1	25	338	0
	弥生町	0	0	1	1	1	8	83	0
	本町	2	13	1	1	1	11	151	0
	仲町	2	16	1	1	1	13	264	0
	通町	2	20	1	1	1	17	342	0
	橋本町	3	25	1	1	1	21	308	0
	港町	2	21	1	1	1	18	252	0
	川口町	3	29	1	1	1	24	961	0
	植松町	2	28	1	1	1	23	476	0
	明神町	0	0	1	1	1	7	0	0
	笠上町	1	28	1	1	1	23	136	0
	黒生町	1	10	1	1	1	8	335	0

中学校区	町丁目名	地 震 被 害						浸水被害	
		全壊棟数 (棟)	半壊棟数 (棟)	焼失棟数 (棟)	死者数 (建物倒壊) (人)	死者数 (火災) (人)	避難者数 (人)	津波 浸水 人口 (人)	洪水 浸水 人口 (人)
第二中学校	外川町	0	0	1	1	1	136	395	0
	外川台町	1	6	1	1	1	5	0	0
	長崎町	5	41	1	1	1	35	256	0
	犬吠埼	3	32	1	1	1	27	38	0
	君ヶ浜	1	5	1	1	1	4	0	0
	犬若	2	18	1	1	1	15	211	0
	潮見町	1	3	1	1	1	3	0	0
	高神東町	5	34	1	1	1	30	0	0
	高神西町	6	47	1	1	1	41	7	0
	天王台	1	9	1	1	1	8	0	0
	小畑町	6	63	1	1	1	53	0	0
第三中学校	小畑新町	3	39	1	1	1	32	0	0
	内浜町	3	28	1	1	1	24	255	133
	竹町	3	26	1	1	1	22	283	107
	和田町	2	16	1	1	1	14	172	0
	田中町	3	20	1	1	1	17	87	35
	新地町	2	16	1	1	1	14	114	114
	浜町	2	10	1	1	1	9	84	17
	後飯町	2	21	1	1	1	17	14	0
	飯沼町	3	20	1	1	1	18	136	68
	東町	2	14	1	1	1	12	0	0
	南町	3	26	1	1	1	22	0	0
	馬場町	1	10	1	1	1	9	0	0
	陣屋町	2	18	1	1	1	15	0	0
	前宿町	3	37	1	1	1	31	0	0
	東小川町	2	20	1	1	1	17	0	0
	高神原町	1	5	1	1	1	4	0	0
	粟島町	0	0	0	0	0	0	0	0
	西小川町	13	89	1	1	1	78	0	0
	南小川町	8	61	1	1	1	53	0	0
	北小川町	4	35	1	1	1	30	0	0
銚子中学校	名洗町	8	39	1	1	1	35	225	0
	新生町	17	132	1	2	1	115	753	294
	中央町	4	33	1	1	1	28	310	65
	双葉町	1	8	1	1	1	7	0	0
	東芝町	2	18	1	1	1	15	0	0
	末広町	3	20	1	1	1	17	88	0
	妙見町	3	24	1	1	1	21	0	0
	台町	1	8	1	1	1	7	0	0
	西芝町	2	21	1	1	1	17	0	0
	栄町	0	0	1	1	1	49	0	0
	若宮町	1	10	1	1	1	8	32	16
	大橋町	1	10	1	1	1	9	193	193
	三軒町	2	23	1	1	1	20	119	67
	唐子町	2	24	1	1	1	20	281	172
	清川町	5	57	1	1	1	48	0	0
	松本町	0	0	1	1	1	66	363	181
	八幡町	1	8	1	1	1	6	0	0
	春日町	10	127	1	1	1	106	0	0
	春日台町	1	9	1	1	1	7	0	0

中学校区	町丁目名	地 震 被 害						浸水被害	
		全壊棟数 (棟)	半壊棟数 (棟)	焼失棟数 (棟)	死者数 (建物倒壊) (人)	死者数 (火災) (人)	避難者数 (人)	津波 浸水 人口 (人)	洪水 浸水 人口 (人)
	上野町	5	60	1	1	1	51	0	0
	三崎町	0	0	1	1	1	78	0	0
	本城町	10	90	1	1	1	75	620	326
	長塚町	23	200	1	2	1	171	462	337
	松岸見晴台	1	2	1	1	1	2	0	0
	垣根見晴台	1	1	1	1	1	1	0	0
銚子西中学校	今宮町	1	3	1	1	1	3	0	0
	松本町	0	0	1	1	1	66	363	181
	本城町	10	90	1	1	1	75	620	326
	長塚町	23	200	1	2	1	171	462	337
	松岸町	0	0	1	2	1	122	197	322
	垣根町	0	0	1	1	1	32	65	140
	柴崎町	3	3	1	1	1	102	0	0
	四日市場町	8	59	1	1	1	51	65	260
	余山町	6	39	1	1	1	34	0	0
	三宅町	0	0	1	1	1	49	0	0
	赤塚町	2	10	1	1	1	9	0	0
	高野町	2	12	1	1	1	10	0	0
	四日市場台	0	0	0	0	0	0	0	0
	白石町	1	9	1	1	1	7	0	0
	猿田町	8	65	1	1	1	56	0	0
	茶畑町	1	6	1	1	1	5	0	0
旧第六中学校	芦崎町	17	113	1	2	1	100	23	203
	高田町	0	0	1	1	1	96	0	332
	岡野台町	0	0	1	1	1	20	0	0
	三門町	3	18	1	1	1	15	0	0
	中島町	1	10	1	1	1	8	0	0
	正明寺町	2	12	1	1	1	10	0	0
	船木町	2	13	1	1	1	11	0	0
	野尻町	15	112	1	1	1	97	0	49
	小船木町	9	57	1	1	1	50	0	8
	塚本町	7	45	1	1	1	40	0	12
	忍町	8	42	1	1	1	38	0	21
	長山町	2	20	1	1	1	17	0	0
	小長町	2	17	1	1	1	14	0	0
旧第七中学校	富川町	3	20	1	1	1	17	0	0
	森戸町	9	67	1	1	1	58	0	12
	笹本町	3	32	1	1	1	27	0	0
	豊里台	3	21	1	1	1	19	0	0
	桜井町	4	33	1	1	1	28	0	47
	諸持町	3	27	1	1	1	22	0	0
	宮原町	5	45	1	1	1	39	0	37
旧第八中学校	新町	1	3	1	1	1	3	0	0
	八木町	14	101	1	1	1	89	0	0
	小浜町	14	100	1	1	1	87	7	0
	親田町	4	37	1	1	1	31	0	0
	常世田町	5	30	1	1	1	27	0	0

1 1 地区別アセスメント結果及び課題と対策

アセスメントの結果を受け、特徴的な被害を示し、該当地区の防災上の課題について考察している。また、アセスメント結果より明らかになった防災上の課題に対して、市として実施すべき対策の方向性を案として示す。

表 地区別特徴的アセスメント結果及び課題と対策(案)

学区	特徴的なアセスメント結果について	防災上の課題	対策(案)
第一中学校	○地区内の震度予測は震度5強が半分以上を示している。 ○建物倒壊による死者数、火災による死者数は、市全体の15%程度を示している。 ○避難者数は、市全体の1割程度を示している。 ○液状化危険度は、愛宕町、清水町、本町付近で、「液状化やしやすい」を示している地域がある。 ○土砂災害警戒区域・特別警戒区域は、地区内に4箇所存在し、植松町、清水町、海鹿島町で指定されている。 ○津波浸水による被害は、通町、川口町、植松町付近で発生すると予測されている。特に川口町では広い範囲の浸水が予想されており、多くの人が津波の被害を受けることが考えられる。	○川口町では広い範囲で津波の浸水が予測されており、迅速な避難が必要となる。 ○建物倒壊、火災に関する対策を推進する必要がある。	○住宅の耐震化の推進 ○避難体制の充実・強化 ○住民への広報・広聴体制の充実
第二中学校	○地区内の震度予測は震度6弱を示している。 ○建物倒壊による死者数、火災による死者数、避難者数とも市全体の10%程度を示している。 ○液状化危険度は、潮見町、高神西付近で、「液状化やしやすい」を示している地域がある。 ○津波浸水により、外川町、犬吠埼、犬若町付近で大きな被害が発生する。	○建物倒壊、火災による被害の軽減に向けた対策が必要である。 ○津波浸水時における迅速な避難所開設、受け入れが必要である。 ○市に2つある福祉避難所の内、1つが立地しており、要配慮者への対応が必要となる。	○住宅の耐震化の推進 ○迅速な情報伝達体制の整備 ○避難体制の充実・強化 ○要配慮者への支援体制の充実
第三中学校	○地区内の震度予測は震度6弱を示している。 ○建物倒壊による死者数、火災による死者数は、市全体の15%程度を示している。 ○避難者数は、市全体の12%程度を示している。 ○液状化危険度は、栗島町、後飯町、新地町、西小川町、南小川町、前宿町、竹町、田中町、東町、内浜町、馬場町、飯沼町、浜町、和田町付近で、「液状化やしやすい」を示している地域がある。 ○土砂災害警戒区域・特別警戒区域は、地区内に8箇所存在し、西小川町、南小川町、前宿町で指定されている。 ○津波浸水、洪水浸水ともに、内浜町、竹町付近が浸水する。 ○津波浸水範囲内に、東部コミュニティセンターが位置している。	○建物倒壊、火災による被害の軽減に向けた対策が必要である。 ○洪水、津波浸水時には、利根川沿いの浸水想定区域等からの避難者が想定されるため、迅速な避難所開設、受け入れが必要である。 ○「液状化やしやすい」を示している地域が広範囲に広がっており、東部地区コミュニティセンターが想定範囲内に立地している。	○住宅の耐震化の推進 ○迅速な情報伝達体制の整備 ○避難体制の充実・強化 ○液状化対策の推進

学区	特徴的なアセスメント結果について	防災上の課題	対策（案）
銚子中学校	○地区内の震度予測はほぼ震度6弱を示しているが、一部地域は5強を示している。 ○建物倒壊による死者数、火災による死者数、避難者数は、市全体の25%程度を示している。 ○液状化危険度は、春日町、台町付近で「液状化しやすい」を、栄町、松本町、清川町、台町、唐子町付近で、「液状化ややしやすい」を示している地域がある。 ○津波浸水、洪水浸水により、新生町、本城町、長塚町付近で大きな被害が発生する。 ○津波浸水範囲内に、市役所庁舎、銚子中学校、中央地区コミュニティセンター、公正図書館が位置している。	○市街地に、数多くの避難所、病院、危険物施設が立地しており、防災上重要な地域である。 ○建物倒壊による死者数、火災による死者数、避難者数による大きな被害が予想されるため対策を講じる必要がある。 ○洪水、津波浸水時には、利根川沿いの浸水想定区域等からの避難者が想定されるため、迅速な避難所開設、受け入れが必要である。 ○中学校区が広域に渡るため、被害情報の収集、住民への広報等に時間と労力を要する。	○住宅の耐震化の推進 ○迅速な情報伝達体制の整備 ○避難体制の充実・強化 ○住民への広報・広聴体制の充実
銚子西中学校	○地区内の震度予測は震度6弱を示している。 ○建物倒壊による死者数、火災による死者数、避難者数は、市全体の15%程度を示している。 ○避難者数は、市全体の22%程度を示している。 ○液状化危険度は、垣根町、松岸町、長塚町、本城町付近で「液状化しやすい」を、今宮町、松本町付近で、「液状化ややしやすい」を示している地域がある。 ○津波浸水、洪水浸水による被害は、本城町、長塚町付近で発生すると予測されている。特に本城町では広い範囲の浸水が予想されており、多くの人が津波の被害を受けることが考えられる。	○建物倒壊、火災による被害が大きい。 ○洪水、津波浸水時には、利根川沿いの浸水想定区域等からの避難者が想定されるため、迅速な避難所開設、受け入れが必要である。 ○垣根町、松岸町、長塚町、本城町付近の広い範囲で「液状化しやすい」が想定されるため、対策が必要である。	○住宅の耐震化の推進 ○迅速な情報伝達体制の整備 ○避難体制の充実・強化 ○液状化対策の推進
旧第六中学校	○地区内の震度予測は震度6弱を示している。 ○建物倒壊による死者数、火災による死者数は、市全体の12%程度を示している。 ○避難者数は、市全体の15%程度を示している。 ○液状化危険度は、芦崎町、高田町、塚本町付近で「液状化しやすい」を、船木町、中島町、忍町付近で、「液状化ややしやすい」を示している地域がある。 ○洪水浸水による被害が芦崎町、高田町付近で発生すると予測されている。	○市全体の地区内人口が7%に対し、建物倒壊、火災による死者数、避難者数は市全体の15%程度を示しており、多くの被害者が発生する地域である。 ○洪水浸水時には、利根川沿いの浸水想定区域等からの避難者が想定されるため、迅速な避難所開設、受け入れが必要である。 ○芦崎町、高田町、塚本町付近の広い範囲で「液状化しやすい」が想定されており対策が必要である。 ○市に2つある福祉避難所の内、1つが立地しており、要配慮者への対応が必要となる。	○住宅の耐震化の推進 ○迅速な情報伝達体制の整備 ○避難体制の充実・強化 ○液状化対策の推進 ○要配慮者への支援体制の充実

学区	特徴的なアセスメント結果について	防災上の課題	対策（案）
旧第七中学校	○地区内の震度予測は震度6弱を示している。 ○建物倒壊による死者数、火災による死者数、避難者数とも市全体の約5%を示している。 ○液状化危険度は、宮原町付近で「液状化しやすい」を、森戸町付近で、「液状化ややしやすい」を示している地域がある。 ○土砂災害警戒区域・特別警戒区域は、地区内に4箇所存在し、すべて森戸町で指定されている。 ○洪水浸水による被害が、森戸町、桜井町、宮原町で発生することが予想されている。	○地区内に医療機関が1箇所のための、医療体制の充実や輸送搬送体制の充実が必要である。 ○過去に土砂災害の被害が発生しており、一部地域が土砂災害警戒区域、特別警戒区域に指定されている。	○医療体制の整備 ○輸送・搬送体制の整備 ○土砂災害対策の充実・強化
旧第八中学校	○地区内の震度予測は震度6弱を示している。 ○建物倒壊による死者数、火災による死者数とも市全体の5%程度を示している。 ○避難者数は市全体の7%程度を示している。 ○土砂災害警戒区域・特別警戒区域は、地区内に4箇所存在し、すべて八木町で指定されている。	○地区内に医療機関がないため、輸送搬送体制の充実が必要である。 ○3つの避難施設は、八木町付近に集中しており、各避難所への振り分け等の運営面の課題が発生する可能性がある。 ○3つの避難施設が集まっている八木町に、土砂災害警戒区域・特別警戒区域が存在する。	○輸送搬送体制の整備 ○避難所の運営体制の確立 ○土砂災害対策の充実・強化

第2 風水害の想定

1 洪水浸水想定区域

国管理の洪水予報河川である利根川について、概ね200年に1回程度起こる大雨ではん濫した場合（利根川流域、群馬県伊勢崎市八斗島上流の3日間総雨量318mm、昭和22年のカスリーン台風と同程度）、利根川沿いの低地が広範囲に浸水すると予測されている。

はん濫水は国道356号又は県道37号付近まで達し、一部の地区では浸水深が2m～5mに達すると予測される。

千葉県により、水位周知河川である利根川水系黒部川について、平成27年7月に改正された「水防法第14条」の規定により、想定し得る最大規模の降雨による洪水浸水想定区域が指定された。また、令和3年7月に改正された「水防法第14条」の規定により、新たに作成が必要となった千葉県内の小規模河川である、利根川水系高田川・三宅川・清水川・小畑川水系小畑川において、想定し得る最大規模の降雨による洪水浸水想定区域が指定された。

2 急傾斜地崩壊危険区域

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律による急傾斜地崩壊危険区域に20箇所が指定され、防災工事や保全措置がとられている。

3 土砂災害警戒箇所

市内において、土砂災害防止対策の推進に関する法律により、警戒避難体制を整備すべき土砂災害警戒区域に155箇所が指定されているほか、そのうちの145箇所は、同法により建築構造等が規制される土砂災害特別警戒区域に指定されている。

【巻末資料 土砂災害警戒区域一覧】

4 山地災害危険地区

治山事業の基礎調査で把握されている山地災害危険地区は、山腹崩壊危険地区（がけ崩れ）が15箇所把握されており、これらは丘陵地に分布する。

第5節 基本方針・目標

第1 対策の基本方針

本市における防災・減災の基本方針は、次のとおりとする。

1 災害に強い都市構造の形成

災害に強いまちづくりを進めるため、土地利用計画のもとに適正な市街地の形成と効率的な都市施設を整え、併せて都市の防火、災害に対する安全化対策を進める。災害時における緊急輸送のほか、地域住民の避難及び建物の延焼防止等を図るため、道路基盤整備に努める。

2 災害時の活動体制の整備

円滑な対策を実施するため、平常時から災害時の活動体制の整備を図り、必要な組織を整備するとともに、絶えずその改善に努める。さらに、各職員の責務を遂行するために必要な活動体制を整備するとともに、応急対策に関する活動要領（マニュアル）等の整備を図る。

3 災害時の情報・通信手段の整備

災害発生時には、国、県、市、防災関係機関の間での緊密な情報連絡をとることが、全ての対策を実施する上で重要である。そのため、平常時からハード・ソフトの両面で情報・通信ネットワークの強化を図る。災害時の情報通信体制を確保するため、電話、無線通信等多重ルートによる通信体制を整備する。

4 災害時に地域の防災拠点となる施設の整備

災害応急活動の活動拠点となる防災活動拠点及び地区活動拠点を整備する。

本市の災害応急活動の中核となり、災害応急活動を統括するため、市役所及び消防本部を防災活動拠点とする。なお、市役所庁舎は一部が津波浸水想定区域に該当することから、地震・津波により災害対策本部を設置する場合は、市役所庁舎ではなく保健福祉センターに災害対策本部を設置する。

また、大規模災害時等被害が全市域にわたり、防災活動拠点では市民に対しきめ細やかな対応ができないことが予想される場合は、適宜地区活動拠点を定めるものとする。

5 避難所施設、公共施設の整備

災害時、避難所には多数の避難者が想定され、他の公共施設についても地域活動拠点になると思われる。銚子市公共施設等総合管理計画に基づき、公共施設総量の適正化及び施設管理の適正化を進める中で、避難所となる公共施設は避難者の避難生活の環境を良好に保つため、冷暖房設備やトイレの洋式化等の整備に努めるものとする。また、避難所における新型コロナウイルス感染症など感染症への対策を講じるとともに、必要に応じ、ホテルや旅館の活用を検討するよう努めるものとする。

6 地域における防災組織の育成強化

地震災害を未然に防止し、被害を最小限にとどめるために、平常時から防災体制の整備促進を図る。特に、住民と行政機関とが一体となって総合的な防災体制を確立していくため、自主防災組織等の育成を図るものとする。災害の防止・軽減を図るためには、行政や防災関係機関だけでなく、住民が自主的に防災活動に参加し、地域で助け合っていくことが重要である。

そのため、災害時に円滑な救援活動が行えるよう平常時から自主防災組織間やボランティア団体間のネットワーク化を促進するとともに、自主防災組織の活動環境の整備を積極的に行う。

第2 減災目標

1 経緯

地震防災対策特別措置法において、想定される地震被害を明らかにして、当該地震災害の軽減を図るための地震防災対策の実施に関する目標を定めるよう努めるとされた。

2 減災目標

銚子市防災アセスメント調査(平成24年度)によると、市全体では、建物倒壊による死者数は161人、火災による死者数は160人、建物倒壊による負傷者数は1,843人、火災による負傷者数は160人となった。これを2分の1にする。

3 減災目標を達成するための主な対策

対策 1	防災意識の向上	地震・津波編 第1節
対策 2	防災訓練の充実	地震・津波編 第1節 第5
対策 3	津波災害の予防	地震・津波編 第2節
対策 4	火災等の予防	地震・津波編 第3節
対策 5	消防力の整備・強化	地震・津波編 第4節
対策 6	建築物、土木施設の耐震化等の推進	地震・津波編 第5節 第1、3
対策 7	ライフライン施設の耐震化	地震・津波編 第5節 第2
対策 8	液状化災害の予防	地震・津波編 第6節
対策 9	土砂災害等の予防	地震・津波編 第7節
対策 10	要配慮者等の安全の確保	地震・津波編 第8節
対策 11	情報通信網の整備	地震・津波編 第9節
対策 12	備蓄・緊急輸送路の整備促進	地震・津波編 第10節 第1、4
対策 13	災害医療体制の整備	地震・津波編 第10節 第3
対策 14	防災施設の整備	地震・津波編 第11節
対策 15	帰宅困難者対策	地震・津波編 第12節
対策 16	防災体制の整備	地震・津波編 第13節